

座談会

知的財産支援センター 15年の歩みと将来

開催日：平成 25 年 11 月 6 日

出席者：松浦喜多男 平成 25 年度 センター長，司会
 牛久健司 平成 17 年度・18 年度 センター長
 飯田昭夫 平成 19 年度・20 年度 センター長
 小林 保 平成 21 年度・22 年度 センター長
 渡邊一平 平成 23 年度・24 年度 センター長
 羽鳥 亘 平成 25 年度 関東支部長
 福田伸一 平成 25 年度 広報センター長
 田中秀喆 平成 25 年度 知的財産支援センター総務部部長

目次

1. はじめに
2. センター設立直前～設立時（設立の意義）
 2. 1 弁理士法改正前夜，知財立国前夜
 2. 2 支援センターの意義
 2. 3 知的財産支援センター創設当時の諸問題
 2. 4 全国一斉無料特許相談会
 2. 5 弁理士ゼロ県問題－支援協定
3. 支援センターの認知
4. 設立 10 年（エンターテイメントセミナーの登場）
5. 支援活動の大きな変革期
6. 小中学校支援チームの活躍
7. エンターテイメントセミナーの発展
8. 支援活動の広報
9. 現在の支援センター
10. 支部との協力関係，人材の活用・教育
11. まとめ

1. はじめに

【松浦】 今日，お忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。

平成 11 年の 4 月 1 日が支援センター発足ということで，今年は，15 周年に当たりこうやって集まっていただきました。本年度の活動テーマは，「創設 15 周年の今，設置意義と成果を広く共有し，歩をさらに進めよう」ということで，15 年を意識した活動をと考えています。そこで，15 周年目の今，今までを振り返ると共に，将来を展望しようということで，今日ここにおいでいただきました。

ひとつ忌憚のないご意見をお聞かせ願いたいと思います。

この座談会のテーマは 2 つあって，1 つは，先ほど言った設置意義と成果の共有ということで，皆さん方によってどんなことがなされたかということ忌憚なくお聞きして，その成果を確認することです。もう 1 つは，ご承知のように全国支部化がなされてきて，そういう意味では地域での具体的な支援活動の軸足はだんだんと支部のほうに移行してきた。その分，支援センターは，その点では少し軽減されてきた。では，その軽減した分，今後何をやっていくか。特に 15 年を迎えた今，日本弁理士会の負託に応え得る，将来を展望できる活動を積極的にやっていきたい。それについて皆さん方の経験を踏まえたご意見をお聞かせ願いたい。そんなことを考えて，こうして集まっていただきました。早速中身のほうに入っていきたいと思えます。

では，平成 17 年，18 年の牛久先生から。



2. センター設立直前～設立時（設立の意義）

【牛久】 事前の連絡では支援センター設立のときからの話を、ということでしたので、ちょっと長くなります。基本的な考え方というのは、支援センター設立のときにあったのです。それを理解するためには、どういう状況の中で、どういう形で支援センターができたのかということをお話ししておかないといけないと思っています。



当時の記録につきましては、本会の「弁理士制度110周年記念誌」（平成22年3月）に詳しく書かれています。たとえば、杉本勝徳さんが書かれた「第4章 全国支部化の実現」（58頁～）、私の「第5章 地域知財支援事業の推進」（69頁～）、飯田昭夫さんの書かれた「第7章 附属機関の10年」の中の「第2節 知的財産支援センター」（104頁～）が大いに参考になります。

2. 1 弁理士法改正前夜、知財立国前夜

支援センターが開設されたのは、今、センター長がお話しされたように、平成11年、幸田全弘会長のときです。その当時、弁理士会はどのような状況に置かれていたかということ、二言で言うと、1つは、弁理士法全面改正前夜にあったということです。ご存知のように、平成11年は弁理士制度100周年に当たっており、それから弁理士法改正が平成13年にあったのです。もう1つは、知的財産立国前夜ということです。知的財産基本法成立が平成14年、最初の知的財産推進計画は2003年ですから平成15年、その前夜だったということです。そういう状況下で、弁理士会としては、弁理士制度100周年を目前に控えて、何とか長年の悲願であった弁理士法改正を達成したいという非常に強い思いがあったわけです。

弁理士法改正というのは、ほんとうに長い長い悲願でした。私が弁理士になったのは昭和50年（1975年）です。昭和50年のときに既に弁理士制度委員会というのがありました。昭和55年（1980年）に弁理士法改正準備特別委員会ができて、私も委員にさせられた記憶があります。その後も、約30年間、ずっと同じテーマで議論してきたのが、平成9年、田中正治会長のときに、かなり弁理士法改正の機運が高まり、現実

みを帯びてきた。そして、竹内三郎会長（平成10年）、幸田会長（平成11年）につながっていく訳です。

弁理士法改正の主眼というか、一番重要な点というのは、弁理士業務の拡大ということでした。一貫関与、すなわち、知的財産の創出、取得、活用、それから紛争処理、これらに業務として一貫して携っていきようにしようというのが一番の柱だったわけです。このような弁理士法改正をいかに乗り切っていくのかということが、当時の執行部としては大きなテーマだったんですね。

他方、先ほど言いましたように、当時は知財立国前夜でもありました。知的財産というのは非常に重要である、したがって、知的財産専門サービスの充実、拡大、それから弁理士の量的拡大ということが叫ばれてきたころなんですね。規制緩和を唱える人が非常に大きな力を持ちつつあり、その発言力が非常に強かった時期なのです。ですから、いわゆる士業というのは資格なので、その資格を取得するための垣根を低くしなさいという論者が非常に多くて、強かった。そういう状況の中で、いかに弁理士法改正を、うまく我々の希望を入れた形で実現していくかということが、当時の執行部の非常に重要な課題だったんですね。

2. 2 支援センターの意義

そこで何が問われるかということ、では弁理士というのは一体何なのか、弁理士の社会的存在としての意義、あるいは弁理士制度の意味が非常に強く問われてきたわけです。弁理士会としては、単に依頼される仕事を行うだけではなくて、社会的存在として、知的財産制度を適切に運用していく、普及させていく、必要であればそれを改善していく、そういう責務がありますし、それを実行していますと答える。すなわち、社会において、知的財産制度の啓発、普及、扶助等の活動、一言で言うと公益的活動というのでしょうか、ラテン語でプロ・ボノ、正確には、プロ・ボノ・パブリコと言うんですけれども、いずれにしても公益的な活動を弁理士会は行っていますということを、強く社会にアピールしていかないと、弁理士法改正は実現しない。そういうことを、当時の田中、竹内、幸田会長は頭の中で描いていたと思います。

そういう状況下で、特に竹内会長のときに知的財産支援センター設立検討委員会を設け、検討が始まりました。支援センターの基本的な意義というのは、弁理

士会の顔です。弁理士会の附属機関として、弁理士会が、あるいは弁理士会の会員がプロ・ボノ活動をしています、ということも明確に社会的にアピールしていく、そういう機関であることが求められたのです。それが支援センターの基本的な使命だったのです。ですから、とにかく弁理士はプロ・ボノ活動をやっていますよということを社会にアピールしていくと、そういう活動をする、それが支援センターの目指すところだったと思っています。

ただ、そうは言いますが、実は、当時でも弁理士または弁理士会はそういう社会的活動を沢山行っていたんですね。「特許制度昂揚普及委員会」という懐かしい委員会名を、知っている人は知っていると思うんですけども、そういう委員会が活動していました。それから近畿支部、東海支部が当時存在していました。近畿支部、東海支部にも同じような昂揚普及委員会がありまして、幅広い公益的社会活動を行っていました。4つの地区部会も社会的活動を行っていました。その当時も弁理士会の常設の特許相談所が、東京、大阪、名古屋、福岡にありましたので、いわゆる日常的な特許相談をやっていました。それから発明協会とか商工会議所などで行われている特許相談会に相談員として、多くの会員が自発的に参加していました。特許制度昂揚普及委員会は、さらに発明展、特に発明協会の行っている発明展の審査委員の派遣と表彰に参加していましたので、弁理士会としてはかなり幅広くプロ・ボノ活動をやっていたのです。けれども、いかにせん、なかなか目に見えないというか、外から見てもなかなか分りにくいので、それを明確に示そうというのが支援センターをつくった一番の政治的意義というか、弁理士会としての意味だったのではないかなと思います。

2. 3 知的財産支援センター創設当時の諸問題

しかし、大きな問題が幾つかありました。その1つ目は、知的財産支援センターを設けて、弁理士会のプロ・ボノ活動を社会的にアピールしていくという意識を、当時の執行部はものすごく強く持っていたのです。特許庁との交渉とか、社会的なさまざまな場所で発言していく中で、弁理士会の活動について話をしないといけないので、執行部はよくわかっていたんですけども、多くの会員はあまり分かっていなかったのです。実際問題として分かっていなかった。実は支

援センターが発足しても、当初は支援センターの内部でも、支援センターとは何か、支援センターは何を行うのか、という議論ばかりでした。これは篠原泰治センター長時代、それから竹内三郎センター長の時代までのおおよそ5年間、ほとんど毎年のように、そういう議論を繰り返していたんです。事業の実行よりも、支援センターは何をやるのだという議論が延々と続きました。

支援センターの運営委員の任期は2年なのですが、半数ずつ毎年交代します。毎年、新しい人が半数入ってきますので、半数の運営委員が支援センターについての認識がない、そうすると、毎年、支援センターの意義とか、何を行うべきかなどという議論を繰返す訳です。私は最初から関わっておりますので、だいたい理解している。前年以前から運営委員であった人もだいたい分っている。そういう運営委員と同じ認識に達するまでずいぶんと時間を使い、延々と議論するので、だんだん消耗してきたのです。そこで竹内センター長のときに、今もありますが、「運営委員の手引き」を作りました。支援センターの過去のいろいろな活動が少しずつ蓄積されてきていましたので、ある程度固まった活動方針、手順、方法論等については、もう議論するのはやめよう、ということで「運営委員の手引き」に掲載しました。新しい問題が出てきたときに、また議論して、その結論を手引きに追加していくことにしました。

新しい問題が出てきたときには当然議論しないといけないのですが、消耗する議論もいっぱいあったんですよ。それを封じるという形で竹内センター長のときに、手引きを作りました。これが第1点。非常に重要な問題ですが、支援センターの運営委員の意思統一ということに数年かかったのではないかなと思います。

それから2つ目は、中央と地方の問題です。これもまた大きな問題で、地方の会員にとってみたら、支援センターがいろいろやろうとしていることは、地方会員にしてみたら既に毎日のように行っていることと映ったのです。例えば、県に弁理士が1人または2人しかいないという県がありました。発明協会、商工会議所などが行っている相談会にそのような弁理士が参加している訳です。だから週に2回ぐらい相談会に行っているという地方の弁理士がいるんです。しかも、自分の住んでいる、または事務所のある市でやっているんだっいたらいいんですけども、そうではなく

て、50キロとか100キロ離れた県内の他の市まで行って発明協会などの相談会に相談員として参加するという献身的な活動をやっている地方の会員が結構いたんですね。これ以上、何をやれというのか、という声が地方からいっぱい上がってきたわけです。

当時、東海支部もありました。東海支部にも相談室があって、東海支部の場合には、全員が相談員にならないといけないということになっていたわけです。今でもそうなんですか。

【松浦】 はい。

【牛久】 支援センターの運営では、相談員、すなわち支援員は募集していたのですが、東海支部は全員がやることになっている、だから、支援センターとは考え方が合わないという議論が、確か2年目にあった訳です。そのような問題を解決して意志の疎通と統一を図るために、当時は、地区の部長、支部の支部長などにも年に一、二回集まっていたいておりました。それから平成11年、初年度のときには、地方の4都市で支援センター設立記念講演会というのをやりました。このときは名古屋の中島三千雄さんが一生懸命奔走してやってくれました。そのときにも地方の会員から、何で我々がそんなことをやらなければならないのかという反論が一杯あって、中島さんはずいぶん苦労して、地方の会員を説得しておりました。それから竹内センター長のときには、支援センターも地方回りをすべきだということで会長の地方回りに同行して、支援センターも地方回りをして、地方の会員と夜遅くまで飲み明かして意思の疎通を図るというのを、最初の数年間はやっていたんですね。それでだんだん支援センターについての理解が深まってきた。このようなことが最初の数年間の状況だったのではないかなと思います。

2. 4 全国一斉無料特許相談会

支援センターの目的、すなわち世の中に対して本会のプロ・ボノ活動をアピールする事業をどのような形で実行していくかということについて、先ほど触れましたが、初年度は4つの都市での記念講演会を開催するというのがありました。それから東京、大阪、名古屋、福岡の相談室の運営はそのまま続けていくことになりました。特筆すべきこととしては全国一斉無料特許相談会を、確か平成10年に開始したんです。弁理士の日が制定されたのが平成9年度（平成10年3月）

ですから、その次の年度、平成10年度に始めたのですね。支援センターが設立された平成11年度には、弁理士の日には間に合わなくて、全国一斉無料特許相談会を9月にやっています。それ以降、支援センターが中心となって継続して実行しています。今でも全国一斉無料特許相談会は、弁理士の存在を強くアピールする事業として、定着しているのではないですか。

次に支援センターには、出願等援助部というのが今もありますが、特許出願等援助制度をつくったのが平成11年度。私が特許事件扶助規則等検討委員会の委員長をやりました。幸田会長はいろいろなアイデアを持っていたのですね。実は、弁理士会に、これはほとんどの人が知らないと思うんですけども、特許事件扶助規則というのがあったんです。ご存じですかね。知らないでしょう、これはね、歴史を見ると、昭和17年に、その当時、弁理士会も、世の中のためになることをしようということで、特許事件扶助規則という規則を制定したのですね。しかし、1回も使われたことがなかったんです。昭和17年に制定されて平成11年まで、約60年間、1回も使われたことがなかった制度があったんです。

幸田会長に、この規則を使えるように修正せよと言われました。十数人の委員が集まって、侃々諤々議論しました。何で弁理士会が身銭を切って、資力の乏しい人のために特許出願をしてあげないといけないのかという議論が、実は、その委員会でもありました。最終的には、そんなに大々的にはできないけれども、少しでも、扶助事業もやっていますという1つの形として、制度として作っておいたほうがいいんじゃないのか、ということで落ち着いて、平成11年度の、確か臨時総会で決議されて、12年度から支援センターの事業として始まった訳です。その後、少しずつ改正されてはいますけれども、この特許出願等援助制度は、今、随分と充実しているというふう聞いていますが。

ちょっと思い出しました。中小企業等の技術開発に係る公的補助・助成事業に関する調査報告書も支援センターの最初の年から始めました。今もこの調査を行っているのですね。これは、中小企業に対して地方公共団体、国、国の機関が、技術開発についての資金的な補助、援助をしますという制度をできるだけ調べて、その結果を、会員に知らせて、会員の顧客が中小企業の場合には、こういう制度がありますのでどうぞ利用してくださいと案内する、そのように会員が利用

するために作成したのです。これも実は幸田会長のアイデアなんです。

それから、支援センターのパンフレットがありますが、これも最初は大変だったですね。支援センターが具体的に何を行うのかということが全然わかっていないから、パンフレットがつかれないんですよ。パンフレットに何を書いたらいいんだろう。支援員を派遣するというある程度の方向性は決まっていたので、その辺を中心にパンフレットをつくったような記憶があります。

それから内部的には、「支援センターだより」、今は「支援活動だより」になっていますけれども、それを発行することもやってきました。

2. 5 弁理士ゼロ県問題-支援協定

そうこうするうちに、村木会長の時代、平成12年になって、実は弁理士ゼロ県問題というのが出てきたんですね。先ほど言いましたように知的財産立国前夜ですから、やはり社会的に、弁理士についての関心、あるいは知的財産についての関心が非常に高まってきて、弁理士がいない県があるではないか、ということが議論され始めたのです。平成12年当時で実は3つ、青森、島根、佐賀県が弁理士ゼロ県でした。その直後に、青森県と佐賀県には弁理士が生まれたのですが、島根県は依然として弁理士が1人もいない状態でした。弁理士が1人もいないといっても、特許出願とか知的財産制度の活用に関して全然需要を満たしていなかったかということ、必ずしもそうではなくて、近県の弁理士が島根県に行っていましたし、私の知り合いの大阪の弁理士も島根県出身なので、島根県に時々、発明協会の相談員として行っていたし、それぞれが島根県内で仕事をしていましたので、必ずしも需要を満たしていないというわけではないんですけれども、弁理士が1人もいない県があるということ自体が、やはり社会的な大きな問題になりつつあったのです。そこで、これを何とか解消しようということで、村木会長が島根県と協定を締結して、支援をしましようという形になりました。

それが平成12年度でした。平成13年度から支援センターが支援事業を実行しなさいということになりました。島根県の支援をどうしていくかということについて、当時いろいろ考えました。社会の人たちに対して、どのようにして知的財産についての知識を啓発し

ていくのかということについて随分と考え、議論し、今、いろいろなところで使われているカリキュラムの原型みたいなものを作りました。それから講師にしても、普通に発想してしまうと、東京から全部講師を派遣するということになってしまうんですけども、やはりそのときにはものすごく気を使って、講師を、東京、大阪、九州の弁理士、それから中国地方の弁理士と各地から講師を集めて最も適切な人を充てました。地方に対しては十分な配慮をしてきたつもりです。

その次に、平成15年になると、いわゆる文部科学省が大学の発明について、個人帰属から機関帰属へということを進め始めました。支援センターも大学にも知的財産制度を普及していかないといけないねということになり、このあたりから文部科学省とのつき合いも始まりました。この辺の事情については、飯田さんにバトンタッチしたほうがいいのかなと思います。以上、長くなりましたけれども、私の話を終りにしたいと思います。

3. 支援センターの認知

【飯田】 私がセンター長を務めたのが、平成19、20年で、ちょうど全国支部化の流れの中で、全国に支部が誕生した時になります。今、牛久先生が言われた支援センターの誕生のときは、私は東海支部の、支部長と副支部長をしていた時代です。東京で何をやるんだ、本会で何をつくるのだと、私も結構けんか腰だったと思います。ただ、牛久先生が出てこられると、知り合いですのであまり言えないじゃないですか（笑）。東海支部の方針を認めてもらえるならばいいですよということで、結果的に東海支部の相談の役割を尊重して頂けました。ちょうどそれと同じことがセンター長になったときに、私とその当時の牛久先生の立場になりました。全国の新たな支部の人たちをどうやって説得するのかという時代になったわけです。まず関東支部という、お化けみたいな支部と支援センターの関係ですね。

私は常々、なぜ支援センターが関東地区の仕事までしなければいけないのか、不満でした。支援センターが行うのは全国の問題であって、関東は関東支部がやるべきであるということが昔からの気持ちでした。大



変幸いなことに、関東支部長・副支部長になられた先生方は、支援センターで活躍していた先生方で、支部長と支援センターの副センター長を兼ねていただくことができうまく連携をとっていただきました。

ただ、小中学校支援については、関東支部には潤沢な予算があり、支援センターは予算がないということで、関東支部のほうでテキストや寸劇を担当してもらうことになりました。それが平成19年です。しかしながら平成20年、関東支部が作成したテキストや寸劇等を他の支部が利用するとき、著作権の関係で関東支部の許可がどうなるのかという問題が発生しました。そこで、その機能は支援センターに戻して、各支部が使えるようにというような修正もありました。次に、全国支部化に伴い支援センターは要らないだろうという話や予算を減額していいだろうという話が出ましたが、支援センターの役割は地方支部をサポートするために必要なので、支援センターを存続させるため、どうやって予算を減額するかということになりました。そのため支援センターのスリム化を図ろうということになり、事業そのものをいろいろ検討させていただきました。運営委員の人数は、減らす予定でしたが結局は減らせませんでした。地方の応援をしなければいけないということがたくさんあり、支援センターの運営委員そのものの人数を減らしてしまいますと、地方支部の応援をすることができないということでした。ただし、第3事業部は少々変えました。

平成19年のときに大きな問題になりましたのが弁理士会とある県との間で提携した事業でセミナーを開催するときに、支部のほうはやりたくない。要するに名前を出したくないということになりそこをどう解決すべきかということがありました。お膳立ては全部、支援センターが行うのですが支援センターは、方針として表には出ない。あくまで支部地域のことは支部の名前を出して活動をして頂き、裏方で協力するのは支援センターというのが支援センターの方針でした。各県との対応は支部のほうが出していただいて、地域と支部がうまく連携してほしいという気持ちが非常に強かったのですが、それを理解して頂けなかったのが残念でした。その後は支援センターの意図を理解して頂いたのですがそのときの支部長さんだけが頑固でした。ともかく気をつけていましたのは、支援センターと支部というのは上下関係にないのだよということで、支援センターはあくまで支部をサポート

するのだというスタイルだけは貫きたいということでした。このことは、牛久先生がその前の年に既に言われておりませんが、まさにそのとおりでしたので、それを踏襲するという形で行わせていただきました。

活動しているうちに支部のほうも、支援センターに何を頼めば良いのかというのが理解して頂けたようです。最初の年は、支援センターが支援を行おうとすると、文句をしょっちゅう言われました。しかし、支部ができないことを支援センターがサポートすることや、講師の派遣をするということが理解を得られたのだと思います。最初は、東京の弁理士が地方の仕事をとりにくるとか言われました。支援センターで派遣した講師の人が仕事を持っていくから派遣するなどという意見は地方会員から相当出ていましたが、支部でセミナーを開くときに、支部の会員の弁理士の名前を全部パンフレット等に明記するようにしてその地域にはこういう先生方がいますよというスタイルでセミナーを行うようにしました。そうすることにより、地域の人には、その地域に弁理士がこれだけいるのだというのがわかっていただける。これにより支部の会員の危惧を取り除けると行って行っていました。

このような支部と支援センターとの関係とは別に私どものときにもう1つ問題が生じたのは、パテントコンテストの問題です。パテントコンテストに関しては、平成14年度の副会長のときに、パテントコンテスト委員会を立ち上げて、プレコンテストを行いました。平成15年度、支援センターで教育支援のサポートを行いながら、独立委員会として審査を担当する「学生の知的財産教育コンテスト委員会」を立ち上げて、世間に弁理士会の意気込みを示す体制ができました。当時、支援センター所属の阿部会員が委員長になり、コンテストを通して大学支援も行うことになりました。

教育支援機関は、弁理士会では支援センターしかありませんでした。そこで、支援センターが知財教育という形で大学に関わり、ついでにということではないのですが、産学官連携に弁理士が関わられるように仕向けたのです。当時は産学官連携に弁理士会が協力するような話を大学に直接した場合大学の拒否反応がありました。そこで大学教育の1つとしてパテントコンテストがありますという話も交えて大学にアプローチできるシステムを考えたわけです。

しかし平成18年のときに、実は弁理士会の委員会もなくしてしまうという話が伝わって来ました。更

に、パテントコンテスト制度そのものがなくなってしまうという話を、当時の山川委員長から聞き、急いで関係者に働きかけました。幸いその当時すでにパテントコンテストの良さが学校や内閣府に認識されていて、内閣府の参事官がこのような評判の良いコンテストを消滅させるわけにはいかないと関係省庁に働きかけて存続が決まりました。なぜ消滅させるような問題になったかという、発明協会が主催者（文部科学省・特許庁・日本弁理士会・発明協会）から下りることになったからと聞いています。発明協会はパテントコンテストの事務局担当でしたので機能不全になるからでした。

そこで発明協会を自前の予算を持っている工業所有権情報・研修館と交代させて再出発することになりました。

弁理士会の中でパテントコンテストは元々支援センターの事業と誤解している人がいますが、パテントコンテスト事業は、最初から支援センターの事業ではありません。パテントコンテストを主催する委員会は支援センターとは別にあり、その委員会は、単にコンテストの審査を行う委員会で、教育実行権限はなかった委員会です。その教育実行を行うのが支援センターの役割と位置付けていました。支援センターとパテントコンテスト委員会は弁理士会の社会貢献としての教育支援の両輪として上手にリンクする必要があったので、私が支援センター長のとき、パテントコンテスト委員会の副委員長と兼ねて、教育支援を支援センターが担当し、コンテストの選考・審査をパテントコンテスト委員会が担当することを明確にしました。

最近、パテントコンテスト委員会を廃止して、支援センターの中に吸収したほうが良いかという意見が出ているという話があるのが残念です。パテントコンテスト委員会が重責を担っているのが応募案件の事前審査ですがその審査は支援センターの1事業とするのは難しいと思っています。審査対象案件が毎年増え続けておりその作業は大変です。教育部門は支援センターで良いのですが実際の審査部門は支援センターではなくて、パテントコンテスト委員会という独立した機関を設けておかないと、弁理士会としては機能しないと思います。それよりももっと重要なことは、弁理士会の社会貢献として社会発信する手法です。パテントコンテストは弁理士会が力を入れて行っている事業であることを示す意味では、支援センターの中の一機

関ではなくて、パテントコンテスト委員会という名称が重要です。支援センターはその教育をサポートしているよというスタイルの方が世間受けが良い。世間にアピールするには分かりやすい名称が非常に効果的です。支援センターに吸収した場合でもセンター内にパテントコンテスト委員会という独立、あるいは独立事業部といいますかね、そういうものが必要と考えています。

最後に東海支部の支部長経験が、全国支部化に対して支援センターの支部対応に役立てることができたと思います。

ただ、規模の小さい支部を支援センターがどのように救済するのかということについては、まだまだこれから問題あると思っております。

4. 設立10年（エンターテイメントセミナーの登場）

【松浦】 それでは、平成21年、22年度の小林保先生。

【小林】 大体、例年やってきたものをそのまま踏襲してやっていくというのが基本方針としてあったんですけども、平成21年でちょうど10年を迎えたんですね。10年を迎えて何か問題点があるの



ではないかということで、いろいろ考えまして、平成14年に、私が副センター長のときにエンターテインメントセミナーというのをやり始めて、普及、高揚がメインでしたのですけれども、座学でやられて眠くしてしまうというのが四方から、いろいろ文句が出まして、それで何とかしなければいけないねということで始まった。そこが始まりなんですけれども、それを踏襲してきて、21年度、私がセンター長になったときに、それはそのまま踏襲されて、もっと発展してきたと。台本もたくさんできてきたということで、非常にいいことだったんですね。

だけれども、その当時問題があったのは、地域知財企画調査委員会と、支援センターと、支部とが同じようなことをみんなやっていると。これはちょっとおかしいのではないかと、金はやたら使って、ちょっとそれはないよなど。だったら、それはきちんとすみ分けして、役割分担を明確にしなければいかんだろうとい

うことで問題提起はいたしました。多分それはいまだにあるのかなという感じはしています。その後どうなったかわかりませんが。

あと、当時やはり問題になったのは、出願等援助制度により貸与したお金が焦げついて戻ってこない。それをどうしようかという問題がその当時出てきて、それを何とかしなければいけないねということで、もう貸与はやめようよという話になった。

それからもう1つ問題になったのは、全国一斉無料相談。これはもういいかげんにやめたほうがいいのではないかという議論が出まして、一様に、それはそれで意味のある話なんだけれども、相談はしょっちゅうやっているし、全国で一斉でやるという意味の何があるのというのが問題になりまして、やめたほうがいいのではないかという議論が高まりました。でも、弁理士という業務とその内容を皆さんに知らせる意味もあるしということで、継続しようではないかということになりました。

あと、毎月の「支援センターだより」を1年間分を合本して、合本をつくったんですが、それはやめろという意見が出てきました。あれは非常に重要なので、内向けではなくて、外向けなので、これは金かかるけどやったほうがいいよということで続けることとしました。

5. 支援活動の大きな変革期

【松浦】 では、渡邊先生、近々のところで。

【渡邊】 先ほどちょっと話が出ました全国一斉無料相談会、私の時代の後半のところで一応、中止になりました。2年やったうちの23年度のときに議論して、その年は一応やりました。もう一度全国アンケートをとり、結論として、もちろん一定の役割はあるけれども、実際の相談者数もどんどん減っていて、その辺の役割は基本的には終わったかなという結論になりまして、24年度で終わりました。

【小林】 そうですか。残念でした。

【渡邊】 私も実は、この23年度、24年度、センター長をさせていただいたんですけれども、幾つかお話ししなければいけないんですが、平成16年度、佐竹先生のときに、第2事業部長として私は初めて支援セン



ターの委員になりました。そのときに第2事業部ということで、大学支援というところにかかわったものですから、ある面、その後ずっと、第2事業部絡みの副センター長をさせていただいた上で、平成23年度、24年度にセンター長になったという絡みがございます。基本的には第2事業部絡みはある程度わかっていたけれども、それ以外はあまり知らなかったというところもございます。そこで、ほかのところは、ここにおられる福田先生とか羽鳥先生にいろいろな形で協力していただきました。

それで、第2事業部絡みから言いますと、平成23、24年までずっと続いたのが、産学官連携推進会議というのがございました。通称「京都会議」というのがございました。ちょうど平成16年、そのときからある面非常に活発になりまして、弁理士会と日弁連と共同で、京都会議のときに、ワークショップをやろうということ、そのときから具体的にやり出しまして、ずっと、22年、23年ぐらいいまで続けました。そのときは非常に盛況でして、5月下旬から6月に、1年に1回あるわけですが、そのときに、2時間ぐらいの時間がありまして、その間の1時間か1時間半、よくわかるようにということで寸劇をやった。分担が30分から40分ずつ、1時間から1時間半、日弁連とやりました。その準備が、基本的に4月に立ち上げて5月下旬から6月なので、いつもぎりぎり。必死で第2事業部は準備をしました。それに私は最初からかかわったものですから、大体あれをやると半分以上終わったなという感じで、最初の2カ月で終わったような感じになりました。

だけれども、そのおかげもあつたといえますか、日弁連のほうもすごく熱心に対応していただき、支援センターの第2事業部の人も相当頑張っていましたので、京都会議では相当な人が来ました。どんどん聴衆が、100人とかを超えて、あるときにはもう2階まで行きました。しかし、実は平成22年ぐらいいになって、大きく、この産学官連携推進会議の様子が変わりました。政権交代で民主党になって、京都から東京に場所も変わって、東京の国際フォーラムになって立地も悪くなってということで、聴衆が大幅に減りました。それである面、そこに参加というのも、実を言うとなくなりました。そういう推進会議があつて、これは今でもちょっと残念だなと、何かいい時期に、ああいう産学官連携推進会議がいい形で復活すればいいのではな

いかというふうに、私は思っております。

それから、別なことをあと二、三点言わせてください。1つは、23年度、東日本大震災が3月にあったんですね。その前の筒井先生のとときの執行役員会も、義援金を急遽決めて、それから4月1日からの執行役員会のほうでは、復興プロジェクトというのを立ち上げました。それに対して、基本的には支援センターもいろいろな支援をできる限りはやりたいという形でやりました。その年はもう復興だけで大変ということで、実際にいろいろな支援は次の年ぐらいに実行してきました。基本的には常に弁理士としてやれる支援の範囲は支援センターがやるという形で、復興プロジェクトにはいつも参加していたんですが具体的な活動というのは少し遅れたかなという感じがします。そのあたりが非常に大きなところですよ。

それに関係するのは出願等援助制度で、被災地の方の発明とか何かについては出願等援助制度のところで、より拡充した形で支援しようということがこの年から始まりました。

それから、もう1つ言っておきたいのが、やはり、このときに知的財産支援総合窓口というのができたんですね。これは発明協会が組織改編という形になって、この総合窓口で基本的には、いろいろな相談をそこに集約して。そういう考え方は非常によかったなと思うんですけども、ただ、荒井事務局長さんが、ある話によりますと、弁理士の料金といいますか、その予見が難しいということで、どのぐらい出願には費用がかかるんだというところを、その窓口を通してある程度積み重ねていって予見可能とする。そういう意図があるというようなことがあって、その年の最初から協力要請が、特許庁から弁理士会及び支部にありましたので、支援センターが出ていって、いろいろな形で議論しました。

もう最初から議論はがたがたで、支部の方はもう大反対という形で、平成23年度と24年度の2年間は、かけ声はよくて、ただ実質はほとんどなかった。その窓口経由で出願したのは1件か2件だったと思います。

相談自体はすごくたくさんあるんですよ、全国ありますので、数千件の相談がありました。しかし、最終的にはやはりお金がかかる。いざ出願といったときに幾らですかとって、10万、20万、30万というふうにしますと、実際にその窓口に来られる中小企業の方た

ちにとっては、20万、30万というのはすごい大金で、最後に躊躇する。現実はそのようです。

そういうことで、その後は松浦現支援センター長が引き継ぐと思いますけれども、この23年、24年の2年間は、実質ほんとうに、かけ声倒れになってしまったというふうなところですよ。

6. 小中学校支援チームの活躍

【松浦】 ありがとうございます。

羽鳥先生、福田先生には、永年支援センターを支えてこられた立場から、まずは思い出話をさせていただきたいと思います。

【羽鳥】 私からでよろしいですか。

何といたっても、私の場合は、小中学校支援チームということで立ち上げを平成14年にさせていただきまして、これはちょうど当時、前の研修所の所長の伊藤高英先生が副会長をなさっていらして、当時、副会長が1人1つずつ好きなことをやっていいという会長の方針があったらしくて、伊藤先生の思いとして、どうしてもこれをやりたいと。それで支援センターに持ってこられたんですね。支援センターで、実は内部で非常にもめまして、当時、何でこんなことをやるんだという声もあったんですけども、最終的には伊藤先生の強い思いもございまして、私が当時部長をやっていた第1事業部で引き受けるということでやりました。

この当時、14年に第1回目の知的財産出張授業というのをやりまして、それは私と伊藤先生が、私が当時PTA会長をやっていた自分の子供の、群馬の学校で校長先生に頼んでさせていただいたというのが第1回目なんですよ。それからずっと、いろいろな場所でやってみて、だんだん、台本とか、小物とかを充実させていきました。それから全国を回りまして、ほんとうに北海道から沖縄まで。当時はほんとうに近畿支部とか東海支部に行って、いろいろ基本的な授業をさせていただいて、それを見た各支部の弁理士の先生たちが、これはいいということで、近畿支部、東海支部、それから関東支部もそうなんですけれども、各支部で出張授業を行う各部隊ができていきました。

それと同時に、これは福田先生と、特に、小林先生



等もそうなんですけれども、今度は小中学校だけではなくて、どうも我々、このエンタメ系が好きでございまして、では弁理士劇団で全国を回ろうではないかという話になりまして、当時、多分小林先生が担当の副センター長だったと思うんですけれども、小林先生が、それはいいことだということで、福田先生とともにほんとうに全国の支部を回らせていただきました。

この、寸劇とかエンターテインメントセミナーですが、最初にやったのが商標の、「人が並ぶ商標相談所」ということでつくらせていただいて、まずその事例問題に対してどうだと。例えば日光猿軍団の商標類似とか、そういうような具体的な事例を使ってやっていました。それを何回かやったうちに、では今度は特許もやろうよというようなことになりまして、特許版のエンターテインメントセミナーということで、また全国を回らせていただいて。当時、東海支部に行ったときに、松浦先生が支部長でいられて、変装までして舞台に出られて。これも松浦先生が、ものすごくいいということで、とにかくやってみたら非常に受けがよかったと。

それで、だんだんやっているうちに、最初の小中学校向けのは特にそうなんですけれども、我々は小学生向けに電子紙芝居というのを開発したんです。それを実は中小企業向けにやってみると、ものすごくわかりやすいということで、現在は、中小企業向けのエンタメセミナーにおいても、小学校向けの、いわゆる「レオ君物語」と言われている「発明ってなあに」というものなんですけれども、それをやると非常に受けがいい。それが今、いろいろな種類の台本を弁理士会が所有するに至っている経緯です。

先ほど著作権の話がどなたかのときに出ていたと思うんですけれども、やはり台本の著作権をどうするかという問題がいろいろございまして、では、支援センターのほうで台本作成ワーキンググループというのをつくって、著作権の管理を一本化しようと。そのときに、特にこの当時問題になったのが、例えば近畿支部等において、一部、台本に手を加えた。それが支援センターで検討課題になりまして、であれば、全部、近畿、関東、東海のメンバーをこの台本作成ワーキンググループに集めてしまって、著作権管理も全部一本化して、例えば近畿支部で修正を加えたのであれば、台本ワーキンググループに持ってきて、それを全国版の台本にしてしまおうと。ですから、特許のエンター

テインメントセミナーの台本、いろいろあるんですけれども、その一部手を加えたものがパターン1、パターン2、パターン3ということで、全部、弁理士会全体の、支援センターが管理する、要するに著作権がこちらにあるものというふうな形になりまして、そういう面では、今はどこの支部で修正版をつくっても、この支援センターのほうで1回皆さんの承認を得れば、それは自動的にすべて弁理士会に著作権が帰属することになるので、その著作権の問題というのは生じなくなったというふうな状況です。

私、この平成10年の支援センターの設立準備会議から、いろいろ携わらせていただいたんですけれども、ほんとうに楽しい思いばかりで、ここの楽しい思いというのを、やはりこれからの新しい若い人にもぜひ経験していただけるような支援センターにこれになっていっていただければというふうに考えております。

7. エンターテインメントセミナーの発展

【松浦】 それでは、福田先生。

【福田】 今、ざっと資料を拝見していますと、私の名前が初めて出てくるのが15年、第1事業部長なので、おそらくその前から所属していたのだろうと、だんだん自分でも記憶があやふやになっている。思えば、竹内センター長、佐竹センター長、牛久センター長、飯田センター長、小林センター長、渡邊センター長、ずっとお任せ申し上げてきたものでございまして（笑）。



では、私の場合も、今、羽鳥先生からお話ありましたように、どちらかというと緩い路線を担当してきたように記憶しています。私、今は広報センター長をつとめているのですが、その前から、広報委員会のほうにずっといました。広報畑は相当緩い世界なんですよね。それに比べて、初めて支援センターに伺ったとき「うわ、かたい」と、正直思いました。かたいところなんだなど。

それはいろいろ啓発とか支援とかというのをやっているんで、かたくて当然だよなと思いつつも、一般の方向けに知財を語るとすれば、もうちょっと緩いのもあっていいんじゃないのというあたりが、当時の小林

副センター長でしょうし、羽鳥部長もそうでした。そのような流れで、いわゆるエンタメ系の、「人が並ぶ商標相談所」ですとか、台本をつくって演劇、寸劇をしましょうというような方向に行ったんだろうなというふうに思っています。

自分の中ですごく印象的だったのが「人が並ぶ商標相談所」。そんなに回数は多くないんですが、あれは必ず回答者が数名、弁理士がいるわけですし、全員が真面目な答えを言ったのではエンターテインメントにならないわけですね。私は支援センターの立場で回答者になるわけですので、何かをかぶるのが私の仕事という、お約束的なことで。今でも思い出すのが呉青山学院。

【羽鳥】 呉青山学院ですね。

【福田】 そう、呉青山学院の不正競争事件、もう裁判的には呉青山学院負けと出ている。それを題材にしたときに、全員の回答者が、これは不正競争行為ですと言ってしまったら、その瞬間にエンタメは終わってしまう。終わらないためには、誰かが何か言わなければいけないというので、私の出番になります。あれは「ごせいざん」だと、何で「くれあおやま」と読まなければいけないんだというようなことを、毎度のようには言いました。

そうしたら、東京でやったときです、忘れもしない霞が関ビル。支援センターではセミナー終了後にアンケートというのを必ずとるのですね。そう、今日のセミナーはいかがでしたでしょうか、という雰囲気アンケート。普通は、「よかった」とか、「ちょっと聞き取りづらかった」とか、テキストが何とかという回答なんです。ところが、一番右の先生にだけは仕事を頼みたくないという回答が出てきました。一番右、それは当然私なんです。その方はエンターテインメントとっていなかったのでしょうか。でも、私の中では自分の弁理士人生に影が差したような、そういう思いがそのとき強くいたしました。

あとは、特許のエンタメのほうは、初回がたしか群馬で。

【羽鳥】 そうですね。

【福田】 そのとき、支援センターがTBSにお願いして、いわゆる振りつけやら何やら、舞台指導というのでTBSの方が来てくださった。尻を向けるな、声をちゃんと出せ、そういう指導をされていたというのが、そこでたたき上げられてきたのか、それが支援セ

ンターの中で息づいてきているんだと思います。

あと、私、後半のほうは援助部のほうにおりましたので、援助は当初、せいぜい年間1件とか3件とかでした。30件申請があって1件や3件採用という雰囲気でした。しかし、ここ数年を見ると震災関連の制度もありますし、ベンチャーへの支援ということもありまして、平成24年度は135件も申請がありました。これは月ベースでならずと十数件ということで、運営委員の方を増員していただいたこともありますが、もう副センター長だとか何だとか言っている場合にはありませんので、みずからIPDLで調査をする、報告書も書くというようなことでした。さらに、ベンチャー企業の影響もあるのだと思いますが、申請される発明の内容が高度になってきたなというのが。昔は、やはりちょっとした改良版、いわゆる実用新案っぽいという世界がほとんどで、ちょっと難しいよねというのが多かったわけですが、最近、ちょっと、この技術分野は誰がわかるの、というような高度な発明も随分申請されてくるようになりました。そういう意味では運営委員のほうも、たしか専門分野はどの辺、電気に強いですとか、化学に強いですとか、そういういろいろな人材をそろえておかないと、今後はますます対応ができなくなるのかなというふうに思っています。

過去の話というのはそのあたりで、ただ、いずれにしても、「運営委員の手引」はすごくいいものだと思います。やはり無駄な議論をしなくていい。あと、例えば過去こういう経緯があったからこんなことをやっているんだね、というのが見ればわかる。やはりこれが綿々と伝わっているから、支援センターという組織は、最初のころのセンター長、副センター長の皆さんがご苦勞なされた分、今は、しっかりしたルールが敷かれていて、時代時代に応じて、少し方向転換したり、新しいものを受け入れたり、時代に合わなくなったものをはずしていったりということが円滑に行っているんだろうと思っています。

8. 支援活動の広報

【松浦】 ありがとうございます。

では、かなり前から支援センターで活躍され、今も現役である田中先生にも一言。

【田中】 私、この年表を見て思い出したんですが、準備委員会というのがたしか、牛久先生おっしゃったようにあって、そのときに初めて支援センターというか、その会合に出て、一番衝撃だったの



は、牛久先生の先ほどのお話にもありました公益的活動を外向けにアピールするという点でした。その理由は弁理士法の改正があるからだといったときに、支援センターの使命は、いわゆる弁理士会の外への発信であると。要するに、活動自体は絶対なければいけないですけれども、活動は以前もやっていた、全国の弁理士さんとか支部とかがやっていたけれども、それがまとまって見えた形になっていない。手段としてその活動をやる、さらにその先にアピールがあるんだというのを非常に、牛久先生は毎回の会合で言うんですよ。

それがそのまま焼きついて、私は、最初のころに出願等援助部に2年ぐらいいたんですけれども、あとは総務が長くて、そのときの印象が強烈に残っていました、だから広報は、特に総務部は広報が非常に主たる業務だったので、何とか広報を充実させたいというのが、ずっと自分としてはその思い入れがありました。

壁に貼ってある大きな年表を見ていただくと、今日は事務局の方に気を使ってやっていただいで、大変うれしいんですけれども、お手元の年表にはちょっとスペースの関係で入っていないのですが、平成17年度、たまたま今日おられるセンター長から、たしか始まったんです。4コマ漫画をやろうと、要するにかたい広報の内容ばかりだと、どうしても読まないで、カラー化をしようとか写真を増やそうとかいう中で、4コマ漫画をやろうというアイデアが出てきました。特に支援活動をこのネタにして、全国に行くんだからいろいろネタはあるだろうということで、4コマ漫画をつくらうと。そのときに、単に4コマ漫画ではつまらないので、キャラクターをどうしようかというところで、できたら、非常に個性的な牛久先生を何とか登場させたいというのがあったんです。了解をいただいたのかどうか記憶はないんですけれども(笑)、たまたま知り合いの弁理士の奥さんが趣味で漫画を描いていたので、こういう取り組みをやりたいんだけどと言ったら、非常に快く引き受けていただいで。あと、合本

がこの後ぐらいから始まったんですかね、最初は。その合本の背表紙とか、中に入れるイラストだとかも頼んでつくっていただいたんですね。

それが、見てもわかるように、もうすぐ10年目なんですけれども、続いていまして、今、たしか裏表紙に編集後記と4コマ漫画を並べて、要するにめくらなくても見えるところに入れてあります。そうすると手にとってくれるのではないかと、そういう形で外向けのアピールをしたいなど。私も弁理士会から冊子が来ると、大概そういう、コーヒブレイクとかやわらかいところから読んで、あとは興味あるところを読むということが多かったので、そういったきっかけにしてくれればいいなと思い、それが今でも続いています。松浦先生のキャラクター、非常に喜んでいただいたというのが。

ここだけの話ですけれども、モデルができたというときにお見せしたら、これ、もらっていいかいといって、そのまま持っていかれてしまって、おうちでみんなに自慢していただいで、非常にうれしいエピソードがありました。

【松浦】 そうそう、家での権威が少し上がりました(笑)。

【田中】 ただ、ちょっとまた時代が戻るんですけれども、やはりなかなか原稿の充実というのはうまくいなくて、私が総務にいたときに、鈴木一永先生が総務部長のときに、原稿を集めやすくするために、それ以前は、とにかく原稿をお願いして、書いてくださいという形だったんですけれども、なかなか上がってこないんですね。なので、これはちょっとずるい手段なんですけれども、旅費の精算書の中に必ずその報告を入れないと旅費精算書が出せないみたいな形にすると、必ず旅費精算は書きますので、そこに当日の報告書を書いていただくと。一体不可分の形にして書いていただくとか、そういう工夫をして何とか原稿を集めました。

ただ、数は集まったんですが、内容が充実するのはその次の段階であって、近畿支部、東海支部さんの広報類って、皆さん見られたことがあると思うんですが、ものすごく充実しているんですね。内容もいいし、見せ方もいいし、あと文章も、報告書というよりも、どちらかというと起承転結がきちんとあって、この小学校に行きましたといったら、その小学校の入り口あたりから話が始まるんですよ。非常にきれいな学

校だとか、子供が非常に元気だとか、挨拶をしてくれて非常にうれしかったとか、そういうところからあって、エンタメとかをやったときの感想なり内容があって、締めできちんと、よかったねと、こういう感じで原稿ができていますね。これは非常に参考になるので、支援センターでお願いするときは、まず支援員に委嘱状を出すときに、原稿を書くときはこう書いてくださいというのを、そのサンプルとして入れさせていただいて、少しずつ改善をしているという状況です。

私はたまたま関東支部とかでも広報をさせていただいているんですが、全く同じ問題があるので、それをほぼ踏襲してというか、まねをさせていただいて、関東支部などでも支援センターの経験を非常に利用させていただいているというのが現状です。ただ、まだまだ改良が必要なのかなと思っているところもありますので、またいいアイデアがあったら入れていきたいなと思っているところです。

そんなところでよろしいでしょうか。

9. 現在の支援センター

【松浦】 どうもありがとうございました。

皆さん方の意見をお聞きしていますと、こうやって今の運営が曲がりなりにもきちんといっているのは、やはり皆さん方のご努力によりルールがきちんと敷かれているからだということを改めて感じました。そういう意味では、ほんとうに皆さん方のご努力に、今さらながら感謝しております。

その上で、私の就任のときにも運営委員の方々に伝えましたこと、またいつも思っていることは、まさしく最初に牛久先生が言われた、そして田中先生も少し触れられた、専権を付与されている公益団体として、まず世の中に対してしなければならないことは何かと。それがあって、初めていろいろな法改正でもコメントをすることができる。それは何かといえば、当然ながら社会貢献。

このことが実は、必ずしも会員の皆さんに理解されていないですよ。だから教育支援は一体何のためにあるのだ、特に小中高をやって一体何の意味があるのだという発言が、今でもあるんです。今日の座談会も、まさしくそのところを、ほんとうに皆さん方に知ってほしいという狙いがあります。そのことに基づいていろいろな事業を今やっていて、創意工夫をしているんだということを皆さん方に是非わかって頂きた



いと思っています。

その上で、では今年の活動はどのようなかというところなのですが、まず特徴的なことだけを申しますと、ご承知のように、昨年、高専機構と協定が結ばれました。今、第2事業部を中心としていろいろとやっております、実はエンターテインメントセミナーの高専版というのができ上がっています。名前が「跳んでもエーロボ」。何かというと、ロボットコンテストというのが高専機構で開催されているんですが、今年はジャンピングロボといって、跳び縄を回転させると、それから跳ぶのと、そういう二種類のロボットを用意して、それで競い合うんですね。そこにヒントを得てロボットの裏にあるダンパーをつけると非常に跳躍力が上がるよというような発明を高専の学生がし、そこから、おもしろおかしく展開していくものです。

これは、出願編と侵害編があるんですが、今年は出願編にスポットを当てて、1つのものに仕立て上げました。今、高専機構から13校のオファーがあって、9校について、その「跳んでもエーロボ」をやるということになっています。これは本年度中に実践する予定です。

実は私が支援センターに入ったときに一番やりたかったのは、特許エンターテインメントセミナーのような、うれしい事業。羽鳥先生とか福田先生の顔がいつも思い浮かぶんですが、ああいう楽しい活動をしたいなと思っていました。期せずして高専機構に出会って、そういうことができるということで、楽しく感じています。

それから、これは内部的なことなんですが、総務部が、当然ながら今まで総務的なことをやっていたんですが、支援だよりなど、軌道に乗ってきて、ほとんどの場合、事務局で対応できるものとなっています。去年は、このため、総務部から、支援をやろうとしてセンターに入ったのに、こういう部に配属されてちょっと面白くないわいという声が聞かれました。そこで総務部の形態は各部の副センター長の集まりとして、その上で、その事前会議として総務連絡会というのをつくりました。したがって総務連絡会は、田中先生のもとに、あと2人ぐらいの副センター長が加わって事務局と共にほとんどのことをやっています。ただ、最近、どんどん難しい話が出てきて、少し忙しくなりつつあります。

それから、教育支援について、現会長は非常に思い

入れがあって、我々としても、意を強くしています。先般も、岡島先生という、理科の啓発教育に積極的に取り組んでいらっしゃる、数々の賞を受賞されている、大学の先生をお招きして、支援者研修をやりました。50人ぐらいの運営委員、それから支部の方も参加していただきました。

また、第3事業部でやっている支援協定ですが、これは従前どおりということですよ。

一方、これらの従前からの活動を踏まえた上で、では今後、支援センターとしてどのような軸足でやっていくかということを考えていかなければなりません。先ほど言いましたように、基本的には、地域での具体的な支援はやはり支部がやるよと、そうすると我々は何をやるんだと。そして、いろいろと考えると、もう一度、センター機能を考える時期に来ているのではないかと思っています。

つまり、センターですから中枢機能、支援に関しては、支援センターに尋ねれば全て情報を持っていて、皆さん方にみんな提供できるよと。そんな機能が必要かと思えます。先般もあったんですが、関東支部でやっている支援と支援センターでやっている支援と、がうまく成果としてきちんと集合したものになっていない。これはやはり情報の集積の問題だと思います。ですから、各支部に対しても情報を引き出して、関東支部は今、こんな支援をやっているよということが支援センターでもわかるようにしたい。いろいろな支部の支援情報ついて全てわかるようにしたい。そのことを再発信して、情報を共有化するようにしたいと思っています。

そういうように、ただ、具体的に支援活動をするだけではなく、頭脳のほうを鍛えていくような支援センターに今後なっていくべきではないかと思っています。それから、先ほど出ました知財総合支援窓口、これは実はこの前、中小企業等知財支援協議会という、特許庁の総務部長等と懇談する会があるんですが、そこで特許庁の来年度の予算、支援の中身がだんだんとはっきりしてきました。今後の総合支援窓口は、弁理士の常駐化ということを目指しているようです。そうすると、今までのように、何となく結果として発明協会を経由して窓口には弁理士がいるということではなくて、積極的に弁理士会が前に出て、知財総合支援窓口について関与していかなければいけない。

それをやるのはどこかということ支援センターしかな

いんですね。現会長もそのような思いを持っていらっしゃるということがあれば、戦略を支援センターでも考えていかなければいけないだろうと思います。

このように、支援センターの活動の質がどんどん変わってきているなというふうに思います。

それともう1つは、先ほど言った発信機能、支援の、外に向ける明確化というお話が牛久先生からも出たんですが、やはりそのことを、特に今日は広報センター長がお見えなんですけど、そのアドバイスを受けながら、きちんとやっていかなければと思っています。我々が支援を自前でやって、自己完結的に終わったのではあまり意味がありません。

これらが現状でございます。

その上で、まず1つは、先ほど軸足を明確とするためにも、支部との関係を今後どうしていくかということとを少し考えてみたい。今日は関東支部長の羽鳥先生がお見えなので、お考えをお聞きしたいと思います。

10. 支部との協力関係、人材の活用・教育

【羽鳥】 関東支部の立場というか、これは恐らく近畿、東海さんも同じ見方だと思いますけれども、やはり支援センターというものの立ち位置が非常に不明確なんですね。例えば、現在我々の、おそらく3支部みんなそうだと思いますけれども、支援センターがなくてもやっていけてしまいますよね、正直言って。そういう面では、果たしてそれ以外の、先ほど言った6支部のためだけに活動するのか、もしくは全部すべての我々のような大きな支部も含め支援活動を行うのか、その辺が明確ではないような気がするんですね。

ですから、先ほどちょっとお話ししましたように、昔は小中学校支援の教育の話とかエンタメの話とか、支援センターから全国の支部に発信するということがものすごくあったわけです。そういう面では、支援センターがやったことを、近畿、関東、東海がみんな、まねという表現はおかしいですけども、同じような活動を支部でもやって行って、小中学校の出張授業をやったら、今度はエンタメをやってということで、1つのものが定着すると、また次のものを支援センターから全国の支部に提供していくと。そういうふうなことでどんどんやっていったんですけども、今の状況というのはどうなのかなという気がしまして、その流れで言うと、特に関東支部のエゴと、怒られてしまうかもしれませんけれども、特に出願援助のお金です

ね。その辺が、果たして支援センターで一括でやっているのがいいのかなと。

やはり地元のことがわかっているのは各支部でございますので、ある意味では近畿、関東、東海というところに関しては、その辺のところは独自に、我々支部単独で出願援助の予算をいただいて、支部の判断で出願援助ができるような形にしていっていただけると良いと思います。関東支部の吉田元支部長が、弁理士サポートプロジェクトということで、いわゆる中小、ベンチャー企業に対して、関東支部としていろいろ支援をして、あと全部そこで、出願まで支援するという弁理士サポートプロジェクトをつくられたんですけども、結局出願の部分が支援センターの出願援助を使用せざるを得ない、ということになり、関東支部で決めても、支援センターに持ってくるとそれで蹴られてしまったりとか、そういうケースも出てしまったりとか、一体的な動きというのができないんですね。

たとえば、下町ボブスレーというものが今、新聞等でも大分騒がれていますけれども、そういうものにも関東支部として全面的に、今、ちょうどオリンピックも来ますので、バックアップしていくと、非常にいいよねと。それで、そういうところに、弁理士の知的財産面からのサポートの中で出願援助的なものもずっと一連でやってあげると、弁理士会がオリンピックの出るようなボブスレーをバックアップしたんだね、ということが非常に明確になると。

したがって、その辺も、出願援助については、支援センターの担当だから関東支部の意向に沿えないよ、とか言われてしましまして、非常に、何となく、特に外から見ていると、支援センターの位置づけというのが歯がゆいというか、何なんだろうという、そんなような気がするんですね。ですからそういう面では、何かその辺の明確さ、先ほど軸足というお話がございましたけれども、その明確化ですよ。ですから、今後とも完全に支援センターがみんなやっていくのか、それとも、各支部に任せる部分もあるのか、その辺がもう少し明確化していただいても、そろそろ時期的にはいいのではないかなというふうに考えておりますけれども。

【松浦】 支援センターの役割というのは、一言で言えば総合戦略だと思うんですね。総合戦略の中味でいえば、支援活動等で成果を発信するか支部への助力だとか、それから高専機構みたいな、直接協定を結ん

でいるところで、きちんと軌道に乗るまでは働くよと。今言った援助の問題についても、これは会員のお金なので、その会員のお金をどうやって使うかというところは、単に委託するというだけでなく、やはり全体を見渡しながらかんやらないかと思ひます。そういう意味で、やはり総合戦略の中味かなと。ただ、そのときの使い方として、どうやってうまく、利便性というか、実態に見合うように工夫していくかという問題ではないかというような気がするんですね。

何かご意見があれば。

【飯田】 関東支部、ようやく成長したなと思ひます。昔、東海支部がいろいろ支援センターに要求していたことと同じことを関東支部がようやく言うようになったと思ひています。ただ、支援窓口はやはり弁理士会としてのものです。関東支部枠はあってもいいかもしれません。しかしながら、最終的には支援センターが担当するように一本化しておくことが必要です。ただ、支部独自の判断ができるような枠はあってもいいかなと思ひますが、ただ最終的には、あくまで本会としての支援センターの役割というのを明確にしておくことが必要です。関東支部では行っているがほかの支部では行っていない特に中小支部では行っていないということが分かれると中小企業の人からの当然不満も出てくるでしょう。それでそこはきちんと分けておいていただいたほうがいいかなと思ひます。

【松浦】 もう1つ、そういう議論の中でちょっと気になるのは、事務局で支援センターの担当部署と、支部課とが組織的に分かれていますね。支部のほうでやっている知財に対する活動が会議の上でしか出てこないということがあるんですね。今のようなお話は、むしろ皆さんで情報共有すればほんとうは済むことなのですが、やはり根のところで実務の情報管理が下のところで分かれています。このところを解決しないとけないなと思ひます。

【羽鳥】 そうですね。

あともう1点、よろしいですか。さきほど、言い忘れたんですけども、あと1つお願いしたいのが、関東支部7,000人、主たる事務所だけにいるんです。そういう面では、皆さんも関東支部のメンバーなんですけれども、人材がものすごく豊富なんですよ。それで、支援センターの、今、いろいろ全国に講師を派遣するとかといった場合に、支援センターでもちろん公募ということもやっておるんですけども、やはり支

援センターのメンバーだけでは、特に私が前にいた第1事業部などもそうですけれども、全国各地へ運営員として派遣するのは、ほんとうに大変なんですね。もうほかの、第2事業部も第3事業部もそうだと思うんですけども、みんなてんでこ舞いで全国に、行っているんですけども、支援センターのメンバーだけではないのかなと、実は支援センターというのは、一般の会員が入るとなると、やはりちょっと敷居が高いんですね。だから、そこに自分から手を挙げて一般公募で入るとするのはちょっと敷居が高いところがあるんですよ。ところが関東支部などの場合は、いわゆる支部、これは近畿、関東、東海も全部同じだと思うんですけども、非常に皆さん入りやすいんですね。

ですから、関東支部のような支部単独で活動している方でも全国に、支援センターから依頼を受けてということで派遣とか、そういうふうなことができると、非常に我々のほうとしても動きやすいというか、人材を。要するに、幾らでも我々は、人数が7,000人おりますので、人材を供給できるんですよ。だからそういう面では、ほんとうにいろいろな、小さい支部の話を見ると、人が足らなくて大変だとかいろいろあるんですけども、我々は逆に、人手が多くいて、仕事のをくれ、くれと言われているのに、それだけの支部としての仕事量がないという、極端なことを言うとそれぐらい余力というものもありますので、ぜひもう少し、支援センターの垣根をとっばらっていただいて、その辺も支部単独で活動している人でも運営員として活用できるようにしてもらいたいものです。

以前も学校教育か何かで、山陰のほうに近畿支部の方をお願いして行ってもらおうと思ったら、その辺の問題でひと悶着があったりした事もありますけども、ちょっとその辺支援センターという垣根がありますので、そこら辺をとっばらってもらい、大きな支部の人間をもう少し、小さな支部での支援活動に活用できるようにしていただけると、非常にありがたいと思ひますね。

【松浦】 その問題でも、多分お気づきでしょうけれども、一番最初に牛久先生が言われた地域の囲い込み……。

【羽鳥】 まあ、そうなんですけどね。

【松浦】 特に専門性が高いものについては、東京にはいるけれども、地方、地域にはいない、または知らない。その結果、何が起きるかというクライアント

は非常に不満を抱く、だから地域を飛び越えてしまうということはたくさんあります。

教育支援みたいな、非常に純化されたような支援だといいますが、特に仕事に結びつきやすいものをどういうふうによくやっていくか。確かに地域の要望に沿ってやらないといけないし、きちんと能力があるにもかかわらず、飛び越えてというのはちょっといかなんでしょうが、そろそろそういうことも考えなければいけないと思うんですね。特に渡邊先生などは、時々そんなことをおっしゃっていますね。何かご意見は。

【渡邊】 そうですね、2年間やって、これからもそうですね、この総合支援窓口のときの対応だとか、いろいろな団体からの意見を聞いていて、弁理士会に頼むというか期待するのは、やはりそういう地方の発明とか何かについて、一番よくわかっているのは弁理士なので、弁理士がぜひその辺をやってくださいと、地方に人数が少ないなら、東京にたくさんいるでしょうからという形でやはり言われます。

そのときに、今おっしゃった中央と支部の、特に人数が少ない支部は、現実に地方の企業の方から言われるわけです。実際に、例えば講演に行きました、セミナーに行きました。もちろんその先生方に頼みたいんですけど、地元の方からちょっといろいろな批判がございます。でも、本当にその企業がせっぱ詰まって、すなわちその企業の命運を託すようないい発明とか何かのときは、もうそんなことを言っておられません。すなわち、その人たちはちょっと無理でしょうと、その大事なバイオなり先端の技術。そのときはもう当然、いろいろなつてを頼って、東京とか大阪とかのいい先生を紹介してもらってやりますと。そのときはもう仕方がない。

だけれども、それでも地方にいるので、そうではないような発明ももちろん多くあるので、そのときは地方の先生に、義理立てではないけれども、やはり近くにいるというメリットは当然あるので、そのときは相談しますと。だから、その辺のところは、僕は、地方の先生ももっと自信を持ってといえるか、ある程度は必ず来るんだと。よく地方の企業の人にもいますけれども、やはり近くの人に基本的には頼みたいんですけど、ただ、どうしてもないときは遠くに行きますと言っておられるので……、言っている人ばかりかどうかは知りませんが。僕が聞いた人ではそうなので、だから、

ある意味ではあまり心配しないで、どんどんというか、受け入れて、もっと知財活動を活性化してもらって。ほんとうに大事で、自分のところではできないのは東京とか大阪とかに行くかもわかりませんが、どんどん活性化して、知財の出願なり何かが出てきたものは地元のところに来ると、言われていますから、それでうまく共存共栄が図れるのではないかな。ちょっと理想論かもわからないけれども、そういうふうに感じています。

だから今回、先ほど松浦センター長が言っていたように、窓口の予算が増額されるようですから、予定ですけれども、それで常駐化、窓口弁理士が常駐という形になっていくけれども、それでもやはり地方はそれを一生懸命心配すると。

それが議論の最初に出てくるというのは、僕は、弁理士会としては、良くないなと思います。いまだにそうなのかという気がちょっとします。ちょっと申しわけないけれども。

【飯田】 現在の知財総合支援窓口に関してですが、私は今、高度専門分野支援チームの1人として。技術から見た意匠ということの指導をしています。地方の企業から地元の弁理士から意匠のことは一切説明してもらえなかったという苦情があり、それに対応することもあります。本当に断っている会員がいるんですね。

話は違いますが、地方の人と話して感じたことがあります。それは地方のユーザーの方も、東京の偉い先生が来て話をしてくれると非常にありがたい、あとは地方の先生にお願いできるのだけれども、地方の先生の話はもういつも聞いているから要らんとされることが多いです。講演はやはり東京の偉い先生とか関西の偉い先生に来てもらって、やって、そこで地方の先生に広めていくやり方を支援センターも考えていくべきではないかなと思います。

それから、今困っているのは、実はきのうも知財総合支援窓口担当者からの要請で地方で知財指導をしました。知財を全体的に指導する弁理士が少なくなってきたことです。私は特許しか扱いませんとか、意匠は切お断りしますという選択をすることは自由ですが、皆がそのようなことをしていると弁理士は信用できないと思われることを理解してほしいと思います。

知財総合支援窓口の担当者は最初に専門家の紹介を

支部をお願いしているようですが、支部の方で該当者いないですと返事するため、最後のところで私のところに回ってきているようです。支部と支援センターがうまく連携して、そういうことができる弁理士を紹介できることが必要です。これはどちらかというと支援センターではないのかもしれませんが、やはり戦略的に知財の全体を判断できる会員を各支部で育成していかないと、知財総合支援窓口がうまく機能しないと思いますよ。

【牛久】 しかし、まだそんな議論しているんですか、もう15年前にやった議論なんですけどね。それで、それを解決するために支部をつくりましょうということになったわけです。それが機能していないということなんですか。

【飯田】 そう。

【牛久】 ということは、それは支援センターの問題ではなくて、弁理士会の問題ですよ。本会の大きな問題ですよ、だから支援センターでそんなものを背負ってしまったら大変なことになります。会長に言って、支部長とを集めていただいて、その席で議論しないと絶対だめですよ。

【飯田】 私が言いたかったことは、支部で対応できなかったら、支援センターのほうにお伺いを立ててくださいということ。支援センターのほうでそれに合わせた人材を派遣できるんですね。そこをうまく支部と支援センターがやっていただけると。

【渡邊】 そこは、ちょっと今のところは結局、ごめんなさい、支部の方たちはできないと言わないんですよ。実際にできるかは別。

【羽鳥】 小さい支部は特にそうですね。

【渡邊】 そうそう、その人が。結局は、済みません、自分ができると言うんだそうです。だけれども企業は、ちょっとできないのではないかと考えていて。そんなようです、現実。

【牛久】 私がセンター長のときの話ですけど、協定書に基づく覚書を作成するときに、とある支部で、支部の名前だけで覚書を作成してもいいんですよと言ったら、やはり支援センターの名前も入れてくださいということで連名にした経験があります。その当時から、年度初めに支部の人たちと支援センターとの会議をやっていましたが、そういう会議は今はやっていないんですか。

【松浦】 いつもやっているんですよ。

【牛久】 やっているでしょう。だから、そういうところでこのような話が出さないと、まずいですよね。

【松浦】 これは我々として、建前論でいけば、支部のことは基本的に支部がやって、我々はサポートする。ところが、逆に言うと、支部のことは支部で、やれることはやるんだけど、やれないこともやろうとするところなんですね。それは実は、弁理士が食えなくなってきたことが背景にあります。食えなくなってきたから、できない仕事でもいろいろなことに手を出そうとする。支援関係でも、支援の規範があっても仕事ということが少し頭をよぎる時代になっているのかな。出願援助でも、どんどん予算を増やしましたが、このお金は結局は弁理士に戻るから、弁理士の懐を豊かにするからいいだろうという発想があるのです。それは1つの戦略でしょう。しかしそれは、もしかしたら根底では、今までの支援の有り様とは違う部分なのでは。我々がずっとやってきたのはそういうことではなくて、やはり先ほどのプロ・ボノ活動の一環として身を削ってやっていくところなんですね。ところが支援そのものがそういうふうに変質してきたというところがあるんです。

この問題に対応するには、例えば支援の人材バンクみたいなものをつくるというような政策も検討されるべきかもしれません。これと関係するんですが、自治体から、地方での講演をある支援センターの運営委員にやってほしいとの指名要望がありました。ところが運営委員の講演については原則禁止なので、その実現に苦労しました。指名された人がやれば要望にかなうことなんだけれども、支援の規範があるものだからできないとか、そういういろいろな縛りがいっぱいあって、それがどこかで支援の有り様を窮屈にしているなと思います。それを、今言ったみたいにバンクをつくって、それは運営委員でも何でもいい。得意分野をあらかじめ登録しておいて、そこから選ぶみたいな、例えばそういうようなことも考える必要があるなと思っています。

【飯田】 運営委員が講演するという話、あれはもう制限を解除したほうがいいと思います。やはり事情を理解して慣れた会員が行って話をするのとそうでないのでは全然違います。昔は確かに仕事を採りに行くという発想の会員もあったようですが、今はそういうことはあり得ません。特に支援センターに所属する会員人は仕事を採りに行くという気持ちを持っていませ

んから。それで私はもう制限はなくしてもいいのかなと思います。ただ、昔はだめでしたけれどもね。

【松浦】 そうですね、ちょっと違ってきたということですね。

【羽鳥】 ちょっと済みません、関東支部でもほんとうに純粹に、地方のお役に立ちたいという人が結構多いんですよ。ですから、地方に派遣されたら仕事は一切とりませんという誓約書を1本書けといえ、判を押すというような方が結構いらっしゃるんですよ。私は、そういう人もいますので、ぜひ関東支部の人材を活用していただきたいというふうに考えているんですね。

【牛久】 やはり今、支部というのは、別に独立した方針を持っているわけではないので、弁理士会の下部組織になってしまって、そういう組織になってしまっているから、やはり限られてしまうんだよね、支部のできることというのは。ただ、融通し合うことはできるのではないかなという気がするので、やはりそういう会議で、今年はこんな形で、関東支部と支援センターでちょっと融通し合いませんか、そういうレベルではできるかもしれないので、話し合いを頻繁に持っておくということがやはり重要なのではないですか。

【松浦】 小林先生、何かアドバイスされますか、後輩に向けて。

【小林】 縦割りになっているからね、だめなんですよ、これ。支援センターは支援センターで守ろうとしているから。結局、支部のそういうふうな部隊と交流を持てば、お互いに相乗りしましょうという話ができればオーケーなので、だから常にそういう体制をとっていかないとだめなんですよ。もう自分のところがと限ってしまうからね、そういう部署をつくらないとだめだと思うんですよ。

【松浦】 なるほど。

【羽鳥】 ありましたよ、去年、支援センター、要するに授業のやり方を、新しいのをつくったので、近畿、関東、東海のそれぞれの部隊の方に、見本でやるということでお呼びしたこともありました。

【田中】 総務の立場からすると、今のいわゆる人材活用に関しては、この年表にもあるんですけども、時々、支援員登録データベースというのをアンケートに基づいてつくっているんです。つくるたびに古くなっていく、当然、つくって、すぐ活用しなければ古

くなるのと、えらく予算がかかる。つくったわりには、二、三年すると使われないという悪循環があって、これですと数年に1回やって、最後にやったのが平成19年、飯田先生のときですかね。

【羽鳥】 そうですね。

【田中】 その後、やっていないんですよ、多分。あとホームページのほうには、皆さんの個人ごとの得意な分野とか、例えば経験だとかが書いてありますね。若干あちらのほうも参考になるのかなと思うんですけども、多分、最近では会派とかの帰属率が落ちてしまった分、わからないんですね、新しい方のお顔とか得意分野が。そこら辺が今、悪循環になっている。

ですから、やはりデータベースを毎年、かつあまりお金をかけずにつくるような方法をもう少し真剣に考えて、登録している人は必ず活用すると。関東のこの方は、ほんとうにこういう教育をしたいんだと、小学校に行きたいのだったらそれは積極的に登用するというルールなり運用をすれば、逆に、今度は登録するだけでそういうことができるんだという話になっていくので、これはちょっとお金の問題が絡むんですけども、うまく予算を立てて継続してやっていくというやり方が当面はいいのかなと私は思っています。過去の経験からも。

【羽鳥】 今の若い人というのは、そもそも関東支部ですら、支部の委員会とかに入っていないのかなと、考えている人が多いんですよ。したがって、弁理士会本体の委員会とかいうと、ものすごく敷居が高い。現実問題とすると、みんな会派推薦とかという形になっているので、確かに一般公募でという枠はあるんですけども、そうはいつてもごく一部の方がやはり活動しているのであって、そういうところに一般の新人が入っていくというものに対して、ものすごく敷居が高いといえますね。

ですから、よく支部新人歓迎パーティーなどで、まず地元の、関東支部の群馬委員会とか、そういうローカルなところから、まず委員会に入って活動してみようよ、と言ってお誘いすると。やりたいという人結構いるんですよ。そして、どうぞご自由に委員会で活躍してくださいと、入っていただくと、結構いろいろ活動していただくというのもあるので、だからそういう面では、先ほどの田中先生の話もあっても、ものすごく皆さん敷居が高いと思っいらっしゃる。それは、今、弁理士会本会の委員会活動は、全部で2,000人

で運営しているとか1,000人で運営しているとかよく言われますけれども、8,000人という多くの、8割の方方は全然活動していないということになるので、その辺ですよ。どうしていったらいいかということですね。

【福田】 人材の件ですが、以前は秋口に弁理士試験合格発表があって、12月頃には弁理士登録ができました。でも、今、弁理士登録できるのは4月ですよ。

【羽鳥】 そうですね。

【福田】 ということは、委員会の期間が4月スタートなので、弁理士登録したばかりの新規弁理士が委員会等に所属するのはほぼ不可能な状況なんですよ。そこで、これは手前みそ的に言ってしまうと、私ども広報センターは、やはり慢性的な人員不足に悩まされています。やはり会派から人が来ないんですね。来てくださるのはほとんど若い方です。

そこで、本年度は何をやったのかといえば、広報センターでは4月に新規登録した弁理士を勧誘してしまう。任期が絶対に4月から3月でなくてもいいではないかと、役員会さえ通ればいだろうと。そうすると、実は新規登録者の中にも弁理士会の会務活動に興味を持っている方がいらっしゃるんです。今年は私どもしかそういう新人勧誘はやりませんでしたので、数名の参加を得ることができました。

来年支援センターが勧誘をやられると、私どものパイが減るのは困るのを承知の上で(笑)、申し上げると……。

支援センターもやっていただいていると思うんですが、例えば新しく弁理士会の委員をやりたいと思うんだけども敷居が高くてとか、どこに何を頼めば入れてくれるのかもよくわからないという方を、わずかながらでもそういう誘い方をすることで、意外と、数名程度かもしれないけれども、19000番台の新人が入ってくれて弁理士会の会務活動をしてくれる。そういうような努力も今後することで、新しい人材をどんどん入れていくということをされたらいいのかなと思いますね。

【松浦】 支援センターというのは新人教育に最高の場所ですよ。

【羽鳥】 現実的には、今のルールでいったら難しいんじゃないですか、新人が入ってくる、支援センターに。だって手を挙げて入ってくるという人、何人いるんですか、今、支援センターに。

【渡邊】 ただ、支援センターはまだ、手を挙げて入ってくる人はいます、多いほうだと。もちろん人気の特許委員会とか意匠委員会以外では、支援センターに手を挙げてくる割合は、ほかの委員会に比べたら、その人気委員会以外から比べれば多いほうだと思いますけれども、それぐらいの、ちょっと悩みがあるというのはわかりますけれどもね。

1つだけ、ちょっとこの話題と変わって申しわけないですけども、ここ何年かずっと、10年近くやってきて、いつも思うんですけども、僕らといいますか、今、牛久センター長からずっと話を聞いていて、一番のものとときに言われたプロ・ボノ活動、それは弁理士法改正というところが基本的にあったというところで、結局弁理士のためのものなんだと、弁理士会全体の、弁理士のためのもので今やっていますよということをやったり理解しないのか、理解したくないのか、もう全くそういうことがないのかというのは、弁理士会の人数の、やはり半分はいますね。僕はいろいろな形でたまに聞くんです、やはり支援センターに人がいないということで、たまに我々のクラブの中で直接いろいろ聞いたりして、この人なかなかいいなと思っているような人に声をかけたりして勧誘をするんですけども、中には全く理解しない人がいますよ。ある程度までわかっている人でさえも、半分ぐらいの割合の人は、何でこのぐらいの金を使うんだと、それだったらほかのところにと。

結局それ以上説明しようにも、もうはなから、俺はそんなのに興味ないんだとか言われて、それ以上言ってもしょうがないなと。結局半分ぐらいの人は、支援センター、そういう弁理士会がこのぐらいの金を使って、予算を使ってやるということを理解しないという人がいますね。逆に半分はいる、半分はもう絶対やらなければいけないということなので、その割合が高いという考え方もあるんですけども、そういう意味で僕が思うのは、ひょっとしたら、牛久先生がおっしゃった、一番最初のプロ・ボノ、すなわち社会的貢献、これがあるからこそ、やっているからこそ、いろいろな形の、専権業務が守られているというか、そのための一定のお金、必要経費という言い方はおかしいけれども、必要なことなんだよというのは、もう常にやらないといけない。広報でもそうですけれども、いろいろな記事でも書いていただいたほうがいいと思います。

もうそれなんだと、何を言ってもわからない人はいるけれども、それでもそういうことの必要性を僕は感じますね、今でも。

【羽鳥】 その関連で、経費削減ということで、印刷された「支援センターだより」を会員全員に配付する事がなくなってしまったのではないですか。要するに今はネットで見ることになってはいますが、以前は、支援センターの各部の活動だけでなく、各支部の支援活動も、まとめて一つの「支援センターだより」という一つの冊子で全会員に送られていたので、皆さんばらばらと見ると、楽しそうなことをやっているとか、非常に一般会員の方が認識していただいていたんですよ。ですから、これはどうしても復活をしていただきたいですね、だって、そんな高額なお金ではないと思いますよ。あれは一つの冊子で、他の印刷物と一緒に皆さんに送るだけなので、印刷費だけの話なので、だから絶対、これを復活させていただかないと、その中でももちろん各支部のことも入れていただけると、皆さんに支援活動に関心を持っていただけるということですね。

11. まとめ

【松浦】 なるほど。

そろそろ時間がなくなってきましたが、まず広報センター長に、今後、先ほど発信の明確化みたいな話がありましたけれども、何かアドバイスを頂ければと思います。その後、一言ずつ、手短かに支援センターに期待することがあればおっしゃっていただくということで終わりたいと思います。

【福田】 私は広報センターでセンター長ですので、ただ、今年でまだ3年目の、いわゆる始まったばかりの附属機関です。実は私が初代センター長ですとやっているんですが、その組織は、全てこの支援センターのものを頂戴しました。運営委員の手引や会議のつくり方や、全ていただきましたので、やはりそういう意味で非常に、ほんとうによくできた組織だなと思っています。

あとは、実は私ども広報センターでの取り組みで、負の広報というのに今、取り組んでいます。負の広報というのはいわゆるリスクですね、何かやらかしてしまう、マイナスをやってしまったときの。今までは弁理士の知名度を上げるとか、そちらばかりにどうしても行っています。実は各支部とも、時折話をするんで

すが、各支部も弁理士の知名度を上げることを一生懸命取り組んでいらっしゃる。ところが、何かあったときにどうするというのは、実はまだほとんど誰も検討したことがない。よもや弁理士会会長が謝罪会見をやるようなイベントが起きるのかどうかというのはわからないんですけども、ないとは言い切れないというようなことです。

ですから、今、実は私ども広報センターのほうでは、そういう負の広報とか、あと、例えば記者会見をやるときにプロにもう全部、いわゆるビデオ撮りをしまして、それを見てもらって、辛辣な批評を受ける。目が泳いだとかね、いろいろあるんですよ。そういうことも全部プロにチェックしてもらおうというようなことも、いろいろやっています。

ですから支援センターでも、リスクマネジメント、例えば電車に乗りおくれたとか、とまってしまったとかいうこともいろいろ管理をされていると思いますが、そこら辺をさらに一層やっていただくとともに、やはり何かあったときにどうするということも、前向きなことではないことも、今後少し視野に入れられたらいいのかなというふうに思っています。あと、やはり見せ方の問題で、セミナーをやるにしても、講師はどういう服装で行くべきとか、バッジはつけるとか、つけないとか、意外と、小さいところではあるかもしれないけれども、先ほどのプロ・ボノも、やはり弁理士の名前をとという、ある程度それが軸足の中に結構入っているのであれば、やはりそれは見せる弁理士でなければいけないだろうし、そこもやはり支援センターとして1つ取り組んでいただく課題なのかなと。

そういうことで、必要に応じて、広報センターも自分たちも悩みを抱えながらいつも動いていますので、そういったところは、必要な情報は共有させていただくと。あと、支部とのおつき合いの仕方も、広報センターも悩みながらやっているところでもありますので、そこも今後、いろいろな情報を共有させていただいたらいいなというふうに思っています。

【牛久】 支援センターと直接的に関係があるかどうかかわかりませんが、先ほどのパテントコンテストの件ですが、これは文部科学省と特許庁と日本弁理士会と（独）工業所有権情報・研修館の四者の共催ですよ。日本弁理士会が官庁と共催する事業というのは、これしかないですよ。日本の社会の中でも民間と官庁とが共催する事業というのは少ないのです。

だから、これはものすごい大切にしてほしいと思うんですよ。

実は、パテントコンテストを始めるときに、日本弁理士会も主催者の一団体として名前を入れるかどうかについては、特許庁と議論をしました。特許庁は前例がないというわけですよ、我々は民間団体でしょう、特許庁は民間団体と官庁は共催できないというわけですよ。そのときタイムリーだったのが、産学官連携推進会議というのが始まったことです。この産学官連携推進会議は、内閣府、(社)日本経済団体連合会および日本学術会議の三者が主催者、いくつかの省が共催者に名を連ねていますが、官と民間がともに主催者となっていた事業だった訳です。この例を示して、特許庁に認められたんですよ。

そういう経緯がありますので、パテントコンテストは日本弁理士会の事業としてもものすごく大切にしてほしいと思います。日本弁理士会の名前をきちんと、高校生、高専生、大学生に知ってもらって非常に大きな機会ではないですか。直接的に支援センターと関係ないかもしれませんが、こういうことをきちんと認識していただきたいと、本会の会長、副会長に言いたいですね。

【飯田】 まさに今のことを私も『パテント』誌でいろいろ書いてきたのですが、牛久先生が一生懸命やっていたことを、その後いかに継続させるかということが重要と考えて活動してきたんですね。

一番重要なのはプロ・ボノ活動の中身なのですが、やはり会としての活動、会としての社会貢献活動というのを表に出したのが今のパテントコンテストであり、それから支援センターでありということですね。個人の弁理士の活動ではなく、支援センターの原点に戻っていただいて、会としてやるということをもっとみんなに理解してほしいなと思います。

【小林】 先ほどもお話しした支部との関係ですね、これはもう連携をとってやっていくという方向に変えるべきだろうと、時期的に、そういうふうには思っています。支部は支部で独自にやりますと、独自にという言葉はいいんだけど、言ってみれば勝手にやるよという話なので、それは本来まずいので、弁理士会という会がありますからね、その支援センターですから、それを忘れてやられますとばらばらしてしまうから、そこはやはり連携をとって、うまく協働しながらやるというのが一番いいのではないかと。もうそうい

うふうにかじを切るときかなと、時期的に、そんな感じがしています。

以上です。

【渡邊】 この知財の総合支援窓口がより活性化するために、ほんとうに地方の支部との協力関係を、よりきちんとしてほしいなと。ぜひ今年以降、やってほしいなと思います。私もまだ残っていますから、努力したいなと思います。

【羽鳥】 これは関東支部長の立場を外れて、支援センターのOBという立場からお話しさせていただきますと、やはり昔は自由に、部員が提案したことが実行に移せたんですね。今回お願いしたいのは、支援センターにも若手の方が結構いらっしゃると思うんですよ。そういう人たちに、アイデア募集ではないですけども、自分たちはこんなことをやりたいんだということを出させて、その中で、もう今ちょうど次年度の事業を考える時期ですから、それを……。

【松浦】 それ、おもしろいね。

【羽鳥】 センター長のほうとして背中を押してあげるといいますか。ほんとうに当時、エンタメセミナーも、始め、ばかじゃないかという感じであったんですけども、それを当時の副センター長、小林先生みずから、おもしろいじゃないかと。我々がすると、やめたほうがいいと言われるのではないかなと思っていたら、おもしろいねという感じになったとか、そういうところをセンター長が引っ張ってあげるといいますか。

だから、過去の伝統からいって絶対だめだよというのではなくて、いろいろなアイデアを持っていると思うんですよ、今の若い人は。結構、自分でいろいろ考えていますから、それをとりあえず、まず聞いて、幾つか絞って、言った人に責任持たせて実行させればいいんですよ。そういうことを、ぜひやってほしいなというふうに考えています。

【福田】 支援センターのOBとして言うと、やはり私が自分の中で、さっき言い忘れてしまったのですが、小中高の、いわゆる若年層の支援ですね。政権がかわって、仕分けで特許庁系の予算が飛ばされてしまったというのがすごく記憶に残っています。そのときに特許庁のほうは、それまで相当な数の若年層教育のこういう、いわゆるイベント系をやっていたんですけども、それは弁理士会でできるはずないでしょうと、うちはお金ないですよ、人もいないですよと。では、あそこで、今まで特許庁が教えていた子供たちは

どうしちゃったんだと。結局、あれは文科がやる仕事だということなんですけど、おそらくそんなことはやってくれているはずもなく、やはりそこは、もう支援センターの仕事ということよりも、やはりもう一度支援センターで、そういう若年層的なことを、やれるというか、今もやっているんですけども、それをやるためには、やはりもっと特許庁にほんとうは力をつけて、特許庁も下のほうの子供たちに支援できるような、そういう体制をつくるように、弁理士会は後押ししてあげたほうがいいのかなというのが私の感想です。

【田中】 私も来年、OBになる予定で、連続何年かのところで。

ただ、先ほど渡邊先生がおっしゃったように、本来の目的というか、いわゆる弁理士の知名度アップというのをどうも皆さん忘れられているのは、それは現場が楽しいからというのもあるんですけども、やはりなかなか知名度を上げるために活動するんだよと大きな声で言えないじゃないですか。そのためにやっているのという、それをある人が目にすると白けますよね、多分。でも、最近は活動が広がってきたので、逆で、これだけ支援活動をしたんだから、弁理士の知名度が上がっているよという立証をすれば、それは必然的に、この活動はそういうことなんだと理解されると思うんです。

だから多分、広報活動の次のステップは、やっている、やっているではなくて、今度はその先を見据えて、これだけ弁理士の知名度が上がったとか、弁理士を知っている人が増えたとか、職業としての認知が高くなったという点を、今度は会員に向けて発信すると、支援活動の目的というのが裏返しでわかると思うんですね。それは多分、方法論としては、いろいろツールが今はあるから、広報センターも非常にそういうところは強力な部隊があると思うので、支部とか支援センター、広報センター、手をとり合って、広報活動をもう一度見直したら、もっとよくなるのではないかなと思っています。期待したいと思います。

【松浦】 ありがとうございます。

今日は今後の活動に資するいろいろなヒントをいただきました。

今日の話は最初から今に至るまでの大きな流れと現実を確認できるものでした。やはり原点は1つしかない、プロボノ活動。このことをやはり大事にしながら、今度は支援センターとしてどんどん英知を集めながら前へ進んでいきたいと思いますので、引き続き、皆さん方のご協力をよろしくお願いします。

— 了 —

(原稿受領 2013. 12. 11)

